

新監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成25年11月25日

新潟市監査委員	西	和 男
同	宮 本	裕 将
同	佐 藤	豊 美
同	渡 辺	仁

定期監査結果に基づく措置

平成25年度第1期定期監査（工事監査）結果報告（平成25年9月27日新監査公表第10号）

監 査 の 結 果	措 置 内 容	部 署
<p>《意見》</p> <p>イメージアップ経費計上のあり方について</p> <p>イメージアップ経費については、積算基準（一般土木）によれば、「周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。」とされている。</p> <p>一方、今回の監査対象工事における実施例をみると、経費計上についての判断根拠は工事規模を目安としており、積算基準で示す効果についての考察が行われていない。</p> <p>また、監査対象の東部と西部地域下水道事務所建設課では個別に判断しているほか、計上件数も全体で2件と少なく、積算基準とその運用実態との乖離が大きなものとなっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、イメージアップ経費については、効率性及び有効性の観点から工事規模のほか施工場所や工種による費用対効果を十分検討するとともに、実施後の効果の検証も含めた市全体の運用基準を作成するなど、そのあり方について制度所管課である技術管理課において検討されたい。</p>	<p>イメージアップ経費については、平成26年度からの適用に向け、工事規模や工事期間及び施工場所などの判断項目についての新たな運用基準の作成に取組みます。</p> <p>また、効果の検証については、国や県、他都市の取り組み状況を参考に検討を行ないます。</p> <p>なお、当面の措置として、監査で指摘を受けた主旨について周知を図り、イメージアップ経費を計上する場合は、実施状況を確認することを徹底していきます。</p>	<p>都市政策部 技術管理 センター 技術管理課</p>